

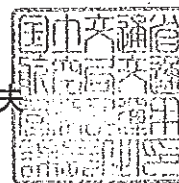


国空用第177号  
平成23年10月14日

社団法人 日本航空機操縦士協会  
会長 大内 学 殿

国土交通省航空局交通管制部

運用課長 木村 茂夫



DNA鑑定等による鳥種特定調査実施要領の一部改正について

航空局では、近年実用化されたDNA鑑定等を用いて鳥の種類を特定することにより、航空機にとって危険な鳥を明らかにし、もってよりの確な鳥衝突防止対策の策定に資することを目的として、「DNA鑑定による鳥種特定調査実施要領(平成22年2月12日付け、国空用第439号)」により、不明鳥種の特定を行っているところです。

今般、当該要領を別添のとおり改正することとしましたので、貴会関係者に周知をお願いいたします。